

(表 面)

	健康保険検査証 (法第百九十八条関係) 写真 官職又は職名 氏 名 (年 月 日生)
--	---

(裏 面)

第 号 令和 年 月 日交付 厚生労働大臣、 地方厚生局長、 地方厚生支局 長、日本年金機 構又は全国健康 保険協会 印	健康保険法(抄) (立入検査等) 第百九十八条 厚生労働大臣は、被保険者の資格、標準報酬、保険料又は保険給付に関して必要があると認めるときは、事業主に対し、文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員をして事業所に立ち入って関係者に質問し、若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 2 第七条の三十八第二項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第三項の規定は前項の規定による権限について準用する。 第二百八条 事業主が、正当な理由がなく次の各号のいずれかに該当するときは、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。 一〜四 (省略) 五 第百九十八条第一項の規定による文書その他の物件の提出若しくは提示をせず、又は同項の規定による当該職員(第二百四条の五第二項において読み替えて適用される第百九十八条第一項に規定する機構の職員及び第二百四条の八第二項において読み替えて適用される第百九十八条第一項に規定する協会の職員を含む。次条において同じ。)の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは第百九十八条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 第二百九条 事業主以外の者が、正当な理由がなく第百九十八条第一項の規定による当該職員の質問に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
---	--

備考 この用紙は、A列7番とし、厚紙を用い、中央の点線の所から二つ折とすること。